

青森市告示第24号

中間検査を要する建築物の特定工程及び特定工程後の工程の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定する。

令和5年2月28日

青森市長 小野寺 晃彦

1 中間検査を行う区域

青森市全域とする。

2 中間検査を行う建築物の用途及び規模

用途及び規模は、次の表による建築物とする。

	用 途	規模又は階
ア	劇場、映画館又は演芸場	客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は地階にあるもの、三階以上の階にあるもの若しくは主階が一階にないもの
イ	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	客席の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
ウ	学校又は体育館	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
エ	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
オ	事務所その他これらに類する用途に供する建築物	床面積の合計が一千平方メートルを超え、かつ、階数が三以上であるもの又は地階にあるもの
カ	病院、診療所、政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等その他これらに類する用途に供する施設	床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは二階以上の階にあるもの
キ	旅館又はホテル	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
ク	下宿、共同住宅（法第7条の3第1項第1号に定めるものを除く。）又は寄宿舎	床面積の合計が百平方メートルを超えて、かつ、階数が二以上あるもの

ケ	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が一千平方メートルを超えるもの又は地階若しくは三階以上の階にあるもの
コ	一戸建ての住宅、兼用住宅、併用住宅又は長屋	床面積の合計が百平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が二以上あるもの
この表の「規模又は階」欄において、「地階にあるもの」又は「三階以上の階にあるもの」とは、それぞれ地階又は三階以上の階において、その用途に供する部分が百平方メートルを超えるものをいう、また「床面積の合計」とはその用途に供する部分の床面積の合計をいう。		

5 指定する特定工程

指定する特定工程は、次の表の構造の欄に掲げる区分に応じ、同表の特定工程の欄に掲げる各工程とする。

	構 造	特 定 工 程
	木 造	一 軸組(木質系組立構造にあっては壁体。)及び屋根工事が完了したとき
木 造 以 外	・補強コンクリートブロック造 ・組積造	一 屋根床版の配筋工事が完了したとき。
	・鉄筋コンクリート造	一 二階の床(平屋建てについては、屋根床版。)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事(以下配筋工事という。)の工程が完了したとき。 ただし、配筋工事を現場で施工しないものについては、二階の梁及び床版の取り付け工事が完了したとき。
	・鉄骨造	一 二階の床版取り付け工事(平屋建てについては、建方工事。)が完了したとき。 二 法第二条第一項第九の二号に規定する耐火建築物にあっては、耐火被覆工事が完了したとき。
	・鉄骨鉄筋コンクリート造	一 二階の床版の配筋工事が完了したとき。

	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲の各構造以外の構造 	一 屋根工事が完了したとき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・二以上の項目に該当する建築物 	一 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、もっとも早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合は、もっとも遅く施工する工事。）とする。

6 特定工程後の工程

指定する特定工程後の工程は、次の表の構造の欄に掲げる区分に応じ、同表の特定工程後の工程欄に掲げる各工程とする。

構 造	特 定 工 程 後 の 工 程	
木 造	一 下地及び仕上げ工事	
木 造 以 外	一 補強コンクリートブロック造 ・組積造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・鉄筋コンクリート造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・鉄骨造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事 三 耐火被覆工事 四 下地及び仕上げ工事
	・鉄骨鉄筋コンクリート造	一 型枠工事 二 コンクリートの打設工事
	・前掲の各構造以外の構造	一 市長が必要と認める工事

7 適 用

この告示の規定は、法第6条第1項の規定による確認申請書（計画変更申請書を含む。）を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類（計画変更による確認を受けるための書類を含む。）を提出する建築物について、適用する。

8 適用の除外

法第85条の適用を受ける建築物又は法第68条の20の規定に適合する建築物について

は、この告示の規定を適用しない。

9 施行期日

この告示は、令和5年4月1日から施行する。